

大刀洗町議会議長 高橋 直也 様

決算特別委員会委員長 野瀬 繁隆

決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果を会議規則第 77 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 認定第 1 号 令和 7 年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

審査の結果 本件は、次の意見を付けて不認定とすべきものと決定した。

◆ 予備費の充用について

予備費の安易な充用は厳に慎むべきである。予備費は災害や感染症への対応等、予算編成時に見込めなかった支出に速やかに対応するための制度であり、議会の予算審議を避けるために用いるものではない。支出の必要性が判明し、補正予算を編成する時間がある場合には、議会に諮り、住民にも使途と金額を明らかにすべきである。特に、同一事業への予備費充用を重ねる場合は、補正予算によらなかった理由を具体的に説明することを強く求める。

◆ ふるさと応援寄附金事業について

ふるさと応援寄附金事業において、寄附額の減少が大きくなった要因となる中間業者や返礼品事業者との連携強化や返礼品の魅力向上、新規返礼品の開発など官民一体となった取り組みの強化を行うこと。

◆ 事業化を前提とした調査委託について

道の駅推進や佐々木家住宅建築調査など事業化を前提とした調査委託については、事業化までのプログラムや事業の目的・効果など町の方針を明確にし、住民・議会と共有しながら推進すること。

◆ 中・長期的な継続事業について

大学連携まちづくりなど、中・長期的な継続事業については、事業の目的、期間及びあり方、事業効果を検証し、実効性のある施策に繋がるよう見直しを含め検討すること。

◆ 議案書、付属資料等のチェック体制の抜本的強化について

議案書や付属資料等の誤り・訂正箇所が未だに指摘され、資料要求への対応にも齟齬が見受けられる。これらは議会審議の前提となる資料の信頼性を損なうものであり、看過できない。提出前に原資料との照合、複数人による確認、資料要求の趣旨と提出内容の確認を徹底するとともに、責任者による最終確認を行う体制を速やかに整備すること。誤りが生じた場合は原因を明らかにし、再発防止策を講じることを強く求める。

2 認定第2号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

審査の結果 本件は、認定すべきものと決定した。

3 認定第3号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

審査の結果 本件は、認定すべきものと決定した。

4 認定第4号 令和7年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

審査の結果 本件は、認定すべきものと決定した。

5 認定第5号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計決算の認定について

審査の結果 本件は、認定すべきものと決定した。